第三十一条第一項中「定められる」を「定められている」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第一項第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「定められる」を「定められている」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第二項第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

第三十一条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月二十五日）から施行する。

（課徴金の納付の免除の通知に関する経過措置等）

第二条　改正法第二条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第七条の三第一項（新法第七条の九第三項及び第四項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第三項並びに第七条の八第三項及び第四項（これらの規定を新法第七条の九第三項及び第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正法の施行の日以後に改正法附則第六条第五項の規定によりなお従前の例によりされた改正法第二条の規定による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第七条の二第十八項の規定による通知は、新法第七条の四第七項の規定による通知とみなす。

2　改正法附則第六条第二項又は第三項の規定によりなお従前の例により課徴金の額を計算する場合における旧法第七条の二第七項及び第九項の規定の適用については、同条第七項第一号中「第四項」とあるのは「第四項若しくは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）第二条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下この号及び次号において「新独占禁止法」という。）第七条の九第一項若しくは第二項」と、「第二十一項」とあるのは「第二十一項若しくは新独占禁止法第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項（新独占禁止法第七条の九第三項及び第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」と、同項第二号中「第四項」とあるのは「第四項若しくは新独占禁止法第七条の九第一項若しくは第二項」と、「第二十一項」とあるのは「第二十一項若しくは新独占禁止法第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項（新独占禁止法第七条の九第三項及び第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

（事実の報告及び資料の提出を行った事業者の数の計算に関する経過措置）

第三条　改正法の施行の日前に旧法第七条の二第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による事実の報告及び資料の提出を行った事業者は、当該事実の報告及び資料の提出に係る旧法第七条の二第一項に規定する違反行為について新法第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで並びに第三項第一号及び第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った他の事業者についてのこれらの規定の事業者の数の計算においては、当該事実の報告及び資料の提出を行った事業者とみなす。

2　前項の規定は、新法第八条の三において読み替えて準用する新法第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで並びに第三項第一号及び第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行った事業者の数の計算について準用する。

（公正取引委員会事務総局組織令の一部改正）

第四条　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第十号中「減免」を「減免申請」に改める。

附則第四条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十一号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号中「第二十一条第二項第二号、第二十二条の三第二項第二号」を「第二十条第二項第二号、第二十二条の二第二項第二号」に改め、同項第三号中「第二十一条第二項第四号及び第二十二条の三第二項第四号」を「第二十条第二項第四号及び第二十二条の二第二項第四号」に改める。

第十九条を削り、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とし、第二十二条の二を第二十二条とし、第二十二条の三を第二十二条の二とする。

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第五十九号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年九月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに審査企画官、課徴金減免管理官及び上席審査専門官）	（企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに審査企画官、課徴金減免管理官及び上席審査専門官）
第七条　［略］	**第七条**　［同上］
［２～８　略］	［２～８　同上］